

令和2年11月20日（金）午後4時00分～

大阪市従業員労働組合 会議室

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との小委員会交渉  
議事録

（環境施設組合）

それでは、10月15日に申し入れを受けた「2020年度年末手当に関する要求」について回答する。

当環境施設組合の勤務労働条件においては、これまでから申し上げているとおり、大阪市に準拠した給与水準としていることから、令和2年度の期末勤勉手当についても、大阪市に準じた対応としてまいりたいと考えているところである。

期末勤勉手当については、大阪市については、市人事委員会の勧告どおり、再任用職員以外の職員については年間で0.05月分を引き下げて4.45月分に改定し、本年度については12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当を0.025月ずつ均等に引き下げることとしており、当環境施設組合としても大阪市に準拠し、再任用職員以外の職員については、年間で0.05月分を引き下げて4.45月分に改定し、本年度については12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当を0.025月ずつ均等に引き下げることとする。

再任用職員については、大阪市に準拠し、改定は行わないこととする。

期末勤勉手当の詳細については、再任用職員以外の職員は、期末手当を1.25月とする。勤勉手当については原資を0.95月としたうえで、昨年度の人事考課における相対区分評価に応じ、第1から第3区分の者には0.95月プラス割増支給、第4区分の者には0.906月、第5区分の者には0.862月を支給することとする。

割増支給の配分については、原資月数と第4・第5区分の月数との差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で支給し、扶養手当にかかる原資は第1から第3区分の者に6対4対1の割合で配分することとする。

なお、人事評価基準日である3月31日の級と勤勉手当基準日である12月1日の級が異なる者については、懲戒処分等があった場合を除き、第3区分の月数とする。

次に、再任用職員は、期末手当は0.725月とする。勤勉手当は原資を0.45月としたうえで、昨年度の人事評価区分に応じ、第1・第2区分の者には0.45月プラス割増支給、第3区分の者には0.45月、第4区分の者には0.428月、第5区分の者には0.405月を支給することとする。

割増支給の配分については、原資月数と第4・第5区分の月数の差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分することとする。

支給日については12月10日木曜日とする。

以上、当環境施設組合としての回答とさせていただきます。なお、今後勧告される月例給を含むその他の要求項目については、引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりたい。以上、当環境施設組合として精一杯の回答であるので、何卒よろしく願います。

(労働組合)

ただ今「2020年賃金改定要求」及び年末一時金に関する要求のうち、一時金だけの回答が環境施設組合から示されたところである。

本年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人事院及び各都市の人事委員会による民間給与実態調査が大幅に遅れ、勧告時期についても、例年並みの勧告は困難であることが大阪市人事委員会から示されていた。

そうした中、大阪市人事委員会は10月30日、一時金のみを先行して、年間0.05月分引き下げの勧告を行った。市労連は勧告を受け、同日、大阪市と小委員会交渉を開催し、勧告どおり一時金を引き下げ改定とする大阪市の回答について、組合員がコロナ禍において果たしてきた役割からすれば、満足できるものとは言い難いとしつつも、一定の判断を行ってきたところである。

市従はこの間、10月15日に開催した環境施設組合との第1回団体交渉の申し入れ以降、事務折衝において協議を行ってきた。本日、環境施設組合から示された内容に関しては、人事委員会の勧告及び大阪市と市労連の決着内容を踏まえたものと認識するところである。

しかしながら、この間、コロナ禍における外出自粛によって家庭ごみが増加し、また、最近では、当該感染者数が再び急増していることから、今後は廃棄物の増加だけでなく、廃棄物の取り扱いにも、より慎重さが求められると認識する

ところである。このような厳しい中においても市従組合員は、自らが感染の不安を抱えつつ、社会生活を維持するためのエッセンシャル・ワーカーとして懸命に職務に奮闘している。こうしたことからすれば、本日、環境施設組合より示された回答内容は、大阪市の支給状況に準じているとはいえ、これまでの組合員の努力を踏まえたものとは言い難いと言わざるを得ない。さらに、今回の引き下げを大阪市と同様、期末手当での調整としており、コロナ禍の影響において、生活費が一時的に増大することを踏まえれば、生活を補給するという性格を有する、期末手当を改定すべきではないと認識するところである。

市従として、本日段階で確認する内容としては一時金に関する事項のみであり、月例給や他の要求項目については、人事委員会からの報告・勧告が未だなされておらず、大阪市と市労連との決着も未定であることから、引き続き、交渉・協議を行うこととする。その際には、先程も指摘したように、コロナ禍において懸命に職務にあたっている組合員の努力を十分踏まえ、環境施設組合として誠意をもって交渉・協議を重ねたうえで、回答を示すよう強く求めておく。

#### (環境施設組合)

2020年賃金改定要求においては、期末勤勉手当や、今後勧告される月例給等の項目以外にも、勤務労働条件にかかわる事項について多岐にわたって要求をいただいている。

引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりますので、そちらについても、よろしく願います。

#### (労働組合)

市従が申し入れた2020年賃金改定に関わる要求項目については、組合員の勤務労働条件に関わる重要な事項であることから、引き続き、環境施設組合として誠意ある交渉・協議を行うことを求めておく。

そのうえで、2020年賃金改定及び年末一時金要求のうち、本日晒された一時金に関わる回答は、市従として満足のいく内容とは言い難いが、示された内容を基本了解し、機関会議に諮ることとし、本日の交渉を終了する。